

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	熊谷市は母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法に基づき、次の事務を行う。 妊娠の届出を受け母子健康手帳を交付する。届出はマイナーポータルびったりサービス検索・電子申請機能及び県の電子申請でも受領する。 低体重児(出生時体重2,500g未満)の届出の受理と未熟児、新生児、乳幼児及び妊産婦の訪問指導を行う。 乳幼児健康診査の通知及び未受診のかたへの勧奨通知を行う。 養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に基づいて、熊谷市は、母子保健法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. マイナーポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能 6. Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号利用法 ・番号利用法第9条第1項及び別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号。以下、「番号利用法別表主務省令」という。) ・番号利用法別表主務省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、161の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1号ソ、第127条第1号ソ、163条第1号ソ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(48、71、80、112の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第50条第20号ロ、第73条第1号ロ、第82条第1号ヲ及び第3号ヲ、第114条第1号ロ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(95の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項(95の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務」が含まれる項(95の2の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条の2 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(96の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第98条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 地域保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-0816 熊谷市石原三丁目27番地 熊谷市こども健康部地域保健課 電話048-525-2722
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。なお、マイナンバーに紐づく情報の入力にあたっては、氏名、生年月日、住所の3つの情報をもとに、健康情報システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	小柳 清志	森田 幹雄	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部母子健康センター指導係 電話048-525-2722	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	2015/1/1	2018/4/1	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森田 幹雄	所長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ∴第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ∴第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第19条第1号ヨ、第30条第8号、第44条第1号ヨ (※別表第二の26、56の2、87の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第39条 (※別表第二の70の項)	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に 使用されるリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転		[○] 提供・移転しない	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無		[○] 自己点検	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	H31.1.1の様式改正に伴う追加
令和1年12月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(別表 第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条第1項第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8 号、第9号、第10号	2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(別表 第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条第1号、第2号、第3 号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第 9号、第10号、第11号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	事後	
令和1年12月12日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第19条第1号ヨ、第30条第8号、第44条第1号ヨ (※別表第二の26、56の2、87の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第39条 (※別表第二の70の項)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第19条第1号ヨ、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ (※別表第二の26、56の2、69の2、87の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第38条の3、第39条 (※別表第二の69の2、70の項)	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 評価対象事務の対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二	事後	2021/9/1 番号法の改正により号ずれが生じたため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	妊娠の届出を受け母子健康手帳を交付する。	妊娠の届出を受け母子健康手帳を交付する。 届出はマイナポータルびったりサービス検索・電子申請機能及び県の電子申請でも受領する。	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年6月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法に基づき、次の事務を行う。 妊娠の届出を受け母子健康手帳を交付する。 届出はマイナーポータルびったりサービス検索・電子申請機能及び県の電子申請でも受領する。 低体重児(出生時体重2,500g未満)の届出の受理と未熟児、新生児、乳幼児及び妊産婦の訪問指導を行う。 乳幼児健康診査の通知及び未受診のかたへの勧奨通知を行う。 養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、母子保健法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 母子保健法に基づき、次の事務を行う。 妊娠の届出を受け母子健康手帳を交付する。 届出はマイナーポータルびったりサービス検索・電子申請機能及び県の電子申請でも受領する。 低体重児(出生時体重2,500g未満)の届出の受理と未熟児、新生児、乳幼児及び妊産婦の訪問指導を行う。 乳幼児健康診査の通知及び未受診のかたへの勧奨通知を行う。 養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に基づいて、熊谷市は、母子保健法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年6月4日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号	1. 番号利用法 ・番号利用法第9条第1項 別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号。以下、「番号利用法別表主務省令」という。) ・番号利用法別表主務省令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号	事後	
令和6年6月4日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) .: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項の項) .: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2) .: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) .: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項) .: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) (下段に続く)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、161の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1号ソ、第127条第1号ソ、163条第1号ソ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(48、71、80、112の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第50条第20号ロ、第73条第1号ロ、第82条第1号ヲ及び第3号ヲ、第114条第1号ロ ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(95の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条 (下段に続く)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月4日	同上	(上段からの続き) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第19条第1号ヨ、第30条第8号、第38条の3、第44条第1号ヨ (※別表第二の26、56の2、69の2、87の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第38条の3、第39条 (※別表第二の69の2、70の項)	(上段からの続き) (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」が含まれる項(95の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項(96の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第98条	事後	
令和6年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月18日 時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月18日 時点	事後	
令和6年11月18日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年11月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	R6.10.1様式改正に伴う追加
令和6年11月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーとの紐づけには人手を介在させる作業はない。なお、マイナンバーに紐づく情報の入力にあたっては、氏名、生年月日、住所の3つの情報をもとに、健康情報システム内で照合し、合致した場合にのみシステムへ取り込むことや、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚に保管することを徹底している。	事後	R6.10.1様式改正に伴う追加
令和6年11月18日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年5月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年11月18日 時点	令和7年5月12日 時点	事後	
令和7年5月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年11月18日 時点	令和7年5月12日 時点	事後	
令和7年5月12日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月12日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月12日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと思われる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	R6.10.1の様式改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(追加) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務」が含まれる項(95の2の項) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第97条の2	事前	
令和8年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		(追加) 6. Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	市民部 健康づくり課 母子健康センター 所長	こども健康部 地域保健課 課長	事後	
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部 母子健康センター 電話048-552-2722	郵便番号360-0816 熊谷市石原三丁目27番地 熊谷市こども健康部 地域保健課 電話048-526-2722	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	しきい値判断結果の変更のため